食品衛生法違反等に関する情報（区衛生課、食品衛生検査所）

令和４年７月～令和４年９月
食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠
1	R4.7.6	ブリ等	生食用鮮魚介類の保存基準違反	法第13条第2項
2	R4.7.6	ブリ等	生食用鮮魚介類の保存基準違反	法第13条第2項
3	R4.7.6	鶏肉等	食肉の保存基準違反	法第13条第2項
4	R4.8.17	牛ユッケ風	生食用食肉の調理基準違反	法第13条第2項
5	R4.8.25	魚のカルパッチョ	硬質異物（金属たわしの金属線）の混入	法第6条第4号

上記違反食品等による危害防止のため、必要な措置、指導等を実施した。

【参考】

法、条例等	主な規定内容
食品衛生法第６条第１号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第６条第２号	有毒、有害な物質が含まれ、若しくは付着した食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第６条第４号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第１３条第２項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第１３条第３項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止

食品衛生法違反に関する情報（食肉衛生検査所）

令和４年７月～令和４年９月
食品衛生法違反事例（食中毒事例を除く）

No	発見年月日	食品等の名称	内容	根拠	措置、指導内容等
1	R4.7.19	豚の腎臓	動物用医薬品（ドキシサイクリン）基準値超過	法第13条第2項	・当該部位は検査のために全量収去（検査所で保存期限後に廃棄） ・生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知
2	R4.7.19	豚の筋肉	動物用医薬品（ドキシサイクリン）基準値超過	法第13条第2項	・流通前に違反が判明し当該部分を廃棄 ・生産者を管轄する家畜保健衛生所に文書通知

【参考】

法、条例等	主な規定内容
食品衛生法第６条第１号	腐敗、変敗若しくは未熟な食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第６条第４号	異物の混入等により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第１３条第２項	規格、基準等にあわない食品又は添加物の販売等の禁止
食品衛生法第１３条第３項	一律基準を超えて農薬、動物用医薬品等が残留する食品の販売等の禁止